

同時履行の抗弁 <#290>

【問】 正誤をつけよ。

居住用不動産の売買契約において、当該契約の締結は第三者の詐欺によるものであったとして、買主が契約を取り消した場合、買主は、まず登記の抹消手続を終えなければ、代金返還を請求することができない。

<ポイント1> 同時履行の抗弁

双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。

<ポイント2>

詐欺による契約の取消し（第三者の詐欺による契約の取消し）における双方の原状回復義務は、同時履行の関係に立つ。

【答え】 誤り